

群馬大学大学院医学系研究科長適任者選考規程

平成26.12.16 制定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）適任者の選考は、この規程の定めるところにより行う。

(選考の時期)

第2条 研究科長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長適任者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の2月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(研究科長適任者の資格)

第3条 研究科長適任者の資格は、医学系研究科（以下「本研究科」という。）の主担当を命ぜられた教授とする。

(選考の方法)

第4条 研究科長適任者の選考は、本研究科教授会（以下「教授会」という。）における投票を参考に、研究科長が行う。

2 前項に規定する投票は、次条に定める投票有資格者により行う。

(投票有資格者)

第5条 前条に規定する投票有資格者は、本研究科及び医学部附属病院の主担当を命ぜられた教授（医学系研究科の教授を兼任する理事を含む。）とする。

(投票管理委員会)

第6条 教授会に、投票の事務を管理するため、研究科長適任者投票管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営についての事項は、別に定める。

(投票)

第7条 第4条に規定する投票は、3人記号式無記名投票とし、不在者投票を認める。

2 前項に規定する開票は、投票終了後速やかに行う。

3 第1項に規定する投票において、4人以上に記号を付した投票は無効とし、白票は有効とする。

4 投票の効力に疑義が生じた場合は、委員会が判定する。

(適任候補者の決定)

第8条 前条の投票において、有効投票のうち、得票上位3位までの者を研究科長適任候補者とする。

2 前条の投票の結果、得票順位3位までの者が決まらない場合は、研究科長の一任とする。

(研究科長適任者の推薦)

第9条 研究科長は、投票の結果を参考に、研究科長適任者を決定し、学長に推薦する。

(任期)

第10条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 任期満了以外の事由により選考された研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。